

ID: 1010

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	大規模建築物の敷地と道路との関係に係る特例の認定(建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(その新築、改築、増築又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。)に係るものに限る。)
例 規 名 根 拠 条 項	山口県建築基準条例 第15条ただし書
例 規 番 号	昭和47年 山口県条例第42号

【根拠条文】

(大規模建築物の敷地と道路との関係)

第15条 法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるもの、階数が3以上で延べ面積が500平方メートルを超える建築物又は延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路(法第42条に規定する道路をいう。以下同じ。)に4メートル以上接しなければならない。ただし、知事が周囲の状況により安全上支障がないと認めた場合には、この限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

長門市建築基準法施行細則第9条による。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日